

## 男鹿市告示第122号

### 男鹿市議会臨時会の招集及び付議事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第3項の規定に基づき、令和5年11月男鹿市議会臨時会を下記のとおり招集する。

よって、地方自治法第101条第7項及び第102条第4項の規定により、告示する。

令和5年10月31日

男鹿市長 菅 原 広 二

### 記

1 日 時 令和5年11月8日 午前10時

2 場 所 男鹿市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について
- (2) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- (3) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- (4) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- (5) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- (6) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- (7) 和解に係る専決処分について